



■ 目次

FASBがVIEsおよび金融資産の譲渡に関する追加開示を求める最終基準を公表
その他のFASB関連記事
SEC職員が財務報告マニュアルをアップデート
PCAOBが現在の経済環境における監査上の検討事項に関するアラートを公表
PCAOBが非米国会計事務所に対する第1回目の検査の期限延長を採決
EITFが草案概要に対するコメントを募集
PwCが後発事象およびゴーイング・コンサーンに関するガイダンスをUS GAAPに含めるFASB案に対する支持を表明
PwCがFASBおよびIASBにEPS基準修正の延期を提言
AICPAが税務サービス基準の公開草案を公表

■ FASBがVIEsおよび金融資産の譲渡に関する追加開示を求める最終基準を公表

12月11日、米国財務会計基準審議会(FASB)がFASB職員意見書 No. FAS 140-4 and FIN 46(R)-8「金融資産の譲渡および変動持分事業体の持分に関する公開企業による開示」を公表しました。このFSPは、公開企業による変動持分事業体(VIEs)への関与と譲渡した金融資産への継続的関与についての開示強化を求めるものです。この領域における開示の改善を可及的速やかに実施するため、FASBはFASB基準書第140号「金融資産の譲渡およびサービス業務ならびに負債の消滅に関する会計処理」およびFASB解釈指針第46号(2003年12月改訂)「変動持分事業体の連結」に対するその他の修正案の完成に先立ってこのFSPを公表することを決定しました。

このFSPでは、明確に規定された開示要件を超えてその他の開示を提供することを企業に求める可能性のある、主要な開示目的を導入しています。個別の報告が財務諸表利用者に対してより有益な情報を提供しない場合には、企業は開示を合算することも認められています。

このFSPの開示要件は2008年12月15日より後に終了する年度あるいは期中報告期間から適用となります。

▼ このFSPの全文は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

http://www.fasb.org/pdf/fsp_fas140-4andfin46r-8.pdf

■ その他のFASB関連記事

プロジェクトの更新: FASBは以下のプロジェクトの概要を更新しました。

- 概念フレームワーク
http://www.fasb.org/project/conceptual_framework.shtml
- リース
<http://www.fasb.org/project/leases.shtml>
- FASB基準書の技術的修正
http://www.fasb.org/project/technical_corrections_fasb_statements.shtml

会議の概要: FASBの12月10日の会議で議論されました。(1)公開草案「財務報告のための概念フレームワーク: 財務報告の目的および意思決定に役立つ財務報告情報の質的特性ならびに制約」について寄せられたコメント、および(2)予備的見解「財務報告のための概念フレームワーク: 報告事業体」について寄せられたコメントについて議論が行われました。会議の要約は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.fasb.org/action/sbd121008.shtml>

次回の公開会議: FASBは、来週2つの公開会議を開催予定です。12月15日の会議では、FASBは金融商品についての議論を予定しており、12月17日の会議では(1)FAS 140の適用: 金融資産の譲渡、(2)FIN 46(R)の再検討、および(3)非公開企業に対するFIN 48の適用延期について議論を行う予定です。これらの会議に関する詳しい情報は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.fasb.org/calendar/>

■ SEC職員が財務報告マニュアルをアップデート

米国証券取引委員会(SEC)の企業財務部門が財務報告マニュアルのアップデート版を発行しました。以前は「職員トレーニング・マニュアル」と呼ばれていたこの出版物は、前回は2000年にアップデート版が出版されていました。このマニュアルはSEC職員がSECのレポーティング規則へのコンプライアンスについてのレビューを行う際の一般的なガイダンスを提供する、内部向けの非公式の参照文献としての機能を果たしています。非公式でありながらも、このマニュアルは企業および監査人にとってSECのレポーティングに関する一般情報を参照するための有用な情報源となっています。このマニュアルは財務諸表要件、プロフォーマ情報、GAAP違反の指標、MD&A等々の多様なトピックを対象としています。

▼ この財務報告マニュアルの全文は以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.sec.gov/divisions/corpfincffinancialreportingmanual.shtml>

■ PCAOBが現在の経済環境における監査上の検討事項に関するアラートを公表

公開企業会計監視委員会(PCAOB)が職員監査実務アラート第3号「現在の経済環境における監査上の検討事項」を公表しました。このアラートは、2008年の年度末監査を完了させるべく監査人が準備を整えるのに伴い、現在の経済環境によって提起された特殊な監査上の問題やリスク(不正リスクを含む)を強調するものです。

このアラートでは以下の6つの領域における検討事項を論じています。

- 全般的な監査上の検討事項
- 公正価値測定の監査
- 会計上の見積りの監査
- 開示の適切性の監査
- 継続企業としての存続能力についての監査人の検討事項
- 特定のレポーティング領域に関する追加的な監査上の検討事項

▼ 職員監査実務アラートの全文は以下のPCOABウェブサイトからご覧いただけます。

http://www.pcaobus.org/Standards/Staff_Questions_and_Answers/2008/12-05_APA_3.pdf

■ PCAOBが非米国会計事務所に対する第1回目の検査の期限延長を採決

PCAOBはRule 4003の修正承認および同規則に対する別個の修正案のパブリック・コメント募集の発表について採決を行いました。どちらの修正も、一部の登録済非米国会計事務所の検査時期に関連しています。PCAOBは、当初は2008年とされていた非米国の52の登録済会計事務所のうち21事務所に対する第1回検査の期限を2009年に延期することを趣旨とする、Rule 4003(f)を承認しました。Rule 4003(f)はSECによって承認されるまでは発効しません。

PCAOBはRule 4003(g)案に対するパブリック・コメントを募集しています。これは、過去にPCAOBが検査を行ったことの無い、24の管轄区域に所在する50の非米国事務所の第1回目の検査に関する現在の2009年の期限を延長するものです。Rule 4003(g)では、検査を2009年から2012年の間に実施することを提案しています。また、PCAOBでは、PCAOBの検査を受けることが現地法違反となるのではないかと、という外国事務所の懸念により、PCAOBが検査を完了できないような状況に対応するために考えられる行動の方向性についても、パブリック・コメントを募集しています。このピックおよびRule 4003(g)案に対するコメント募集は2009年2月2日まで。

▼ Rule 4003(f)およびRule 4003(g)案についての詳しい情報は以下のPCAOBウェブサイトからご覧いただけます。
http://www.pcaobus.org/News_and_Events/News/2008/12-04.aspx

■ EITFが草案概要に対するコメントを募集

FASBの発生問題専門委員会(EITF)は以下の2つの草案概要のパブリック・コメント募集を公表しました。EITFは以下の2つの問題について、11月13日の会議で公開合意案に達しました。

- **Issue No 08-1「複数の成果物を伴う売上契約」**
Issue No 08-1は、Issue No 00-21を変更し、複数の成果物を提供する契約における未提供の成果物の公正価値について、ベンダー固有の証拠や外部の第三者による証拠が利用できない場合に、販売価格の最善の見積もりを利用することを求めることを提案しています。コメント期限は2009年1月30日です。
<http://www.fasb.org/eitf/0801DA.pdf>
- **Issue No. 08-10「FAS 160の適用に関する質問の抜粋」**
子会社に対する持分を移転する場合の会計処理を取り扱っています。特に、(1) 売却した子会社に対する投資が実質的に不動産に対する投資である場合、(2) 子会社に対する投資を持分法適用会社に売却し、当該子会社を連結から除外することとなる場合、(3) 子会社に対する投資をジョイントベンチャーに対する持分と交換し、その結果当該子会社を連結から除外することになる場合、を取り扱っています。コメント期限は2009年12月26日です。
<http://www.fasb.org/eitf/0810DA.pdf>

■ PwCが後発事象およびゴーイング・コンサーンに関するガイダンスをUS GAAPに含めるFASB案に対する支持を表明

PwCは、後発事象およびゴーイング・コンサーンに関する現在のガイダンスを監査のガイダンスから会計基準書等へと移動させることを提案する2つのFASB公開草案を全般的に支持するコメントレターを提出しました。

- **公開草案「後発事象」**
PwCは、後発事象に関するガイダンスは企業経営者に対するものあるべきであり、US GAAPに含めるべきだというFASBの見解を支持します。また、今回のFASB案と整合しない他の基準等に関していくつかの問題点と取りあげてFASBの検討を要請しています。
<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=EDYR-7LZR29&SecNavCode=ASPP-4MMPBF&ContentType=Content>

- **公開草案「ゴーイング・コンサーン」**

PwCは、ある企業の継続企業としての存続能力の評価を行う経営者の責任に関するガイダンスはUS GAAPに含められるべきである、というFASBの結論に同意します。しかしながら、PwCは、国際基準の中で使用されているゴーイング・コンサーンの「対象期間」(『報告期間期末から少なくとも12ヶ月間とするが、それに限定しない』)を採用するというFASB案に対する懸念を表明しています。PwCは、そのような時間的制約のない対象期間は適切ではなく、経営者に将来を見据えるという過度の責任を負わせるものだと考えます。PwCでは、この対象期間を現在の米国基準のフレームワークにより近い形で一致させるように公開草案を修正する提言を行うことによってこの懸念に対応しています。PwCの修正案では、この対象期間を「一般的には12ヶ月間に限定される」としています。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=EDYR-7M6LNS&SecNavCode=ASPP-4MMPBF&ContentType=Content&ContentID=Content>

■ PwCがFASBおよびIASBにEPS基準修正の延期を提言

FASBおよび国際会計基準審議会(IASB)のそれぞれに宛てた書簡において、PwCは両審議会が1株当たり利益(EPS)に関する共同プロジェクトを保留することを要請しました。8月にそれぞれの審議会は、EPSの計算の簡易化とUS GAAPとIFRSの間の計算方法の差異の排除を目的として、EPS基準の修正案のパブリック・コメント募集を行いました。

PwCでは、基準の簡易化とコンバージェンスという両審議会の目的を支持する一方、以下の2つの主要因から今はこのプロジェクトを完了させるべきではないと考えています。第一に、EPSプロジェクトはUS GAAPとIFRSの完全なコンバージェンスにはつながりません。例えば、利益額の決定方法や金融商品の会計処理における差異が存続するため、US GAAPとIFRSにおけるEPS計算は完全に比較可能にすることはできません。第二に、現在の経済情勢を考慮すると、両審議会には現在対応すべきより緊急なトピックがあるからです。

CFODirect NetworkのメンバーはPwCの二つのコメントレターの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

- FASBへのコメントレター:

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=EDYR-7M5NGN&SecNavCode=ASPP-4MMPBF&ContentType=Content>

- IASBへのコメントレター:

<http://www.cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=EDYR-7M5PME&SecNavCode=ASPP-4MMPBR&ContentType=Content>

■ AICPAが税務サービス基準の公開草案を公表

アメリカ公認会計士協会(AICPA)の税務執行委員会(Tax Executive Committee)は税務サービス基準書(SSTSs; Statements on Standards for Tax Services)の第1号~第8号の公開草案を公表しました。倫理的な税務実務のための基準であるSSTSsは、AICPA会員の納税者、一般社会、政府、および会計士の職業に対するAICPAメンバーの責任を規定しています。2000年8月の最初の公表以来、SSTS第1号~第8号は、重複する文言や連邦税法および州税法の変更を反映するための一部のSSTSsのアップデートの必要性など、特定の問題を明確にするよう、会員から要請を受けてきました。この修正案はこのような要請に対応することを意図しています。修正案に対するコメント募集は2009年5月15日まで。

公開草案の全文は以下のAICPAウェブサイトからご覧いただけます。

<http://tax.aicpa.org/Resources/Professional+Standards+and+Ethics/Statements+on+Standards+for+Tax+Services/Proposed+Standards+Exposure+Draft.htm>

お問い合わせ: あらた監査法人(ブランド&コミュニケーションズ)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
電話: 03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.